福山通運株式会社福山通運グループ

## 消費税法改正に伴うお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申 しあげます。

さて、既にご承知のとおり、消費税率および地方消費税率が 2019 年 10 月 1 日以後、合計で 8% から 10%に引き上げられることが予定されております。つきましては、弊社における消費税および 地方消費税の取扱いを下記の通りお知らせいたしますので、誠に恐れ入りますが、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

敬具

記

## 1. 新税率の適用について

弊社は、すべての送り状(元払い・着払いなど)の新税率の適用基準日をお荷物の発送日としておりますので、10月1日以降に発送いただいたお荷物から消費税率10%で計算し請求させていただきます。なお、10月以降にお届けする着払い運賃につきましては、発送日が9月30日以前のものは、弊社基準に基づき消費税率8%で計算し請求させていただきます。

## 2. 請求書の表示方法について

9月30日までの発送分と10月1日以降の発送分が混在する請求書につきましては、請求書の 最終頁に課税対象運賃の合計と消費税額の合計をそれぞれ表示いたします。なお、請求書表紙の 消費税額欄には、合算した消費税額を表示いたします。

以上